

## 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

厚生労働省食品安全部新開発食品保健対策室

### (1) ガルシニア1000

ヒドロキシクエン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、体脂肪をつきにくくするのに役立つ旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。

### (2) ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)

ヒドロキシクエン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、体脂肪をつきにくくするのに役立つ旨を特定の保健の目的とするゼリー飲料形態の食品。

### (3) リメイク コレステブロック 粒

リン脂質結合大豆ペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血中コレステロール値が高めの方に役立つ旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。

### (4) 大豆イソフラボン40

イソフラボンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。

### (5) 黒烏龍茶

ウーロン茶重合ポリフェノールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪が気になる方の食生活改善に役立つ旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品。

### (6) キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK<sub>2</sub>

ビタミンK<sub>2</sub>(メナキノン-4)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。

(7) DHA入りリサーラソーゼージ

DHA、EPAを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするソーゼージ形態の食品。